

利用登録における暴力団等の排除等に関する誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市空き家・空き地バンクの利用登録の申込みに当たり、下記のことを誓約します。

また、足利市空き家・空き地バンク実施要綱（平成30年6月27日実施。以下「要綱」という。）第12条に規定する足利市空き家・空き地バンクへの利用登録の要件に該当するかどうかを確認するため、足利警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 今後、足利市の空き家・空き地を利用することにより、地域住民となったときは、その自覚を持って行動するとともに、物件の所有者又は賃借人としての責務及び義務を履行します。
- 2 足利市空き家・空き地バンクの利用登録を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。
- 3 要綱第3条の規定に基づき、物件の交渉、契約及び管理に係る争いについては、当事者間で解決し、市には一切ご迷惑をおかけしません。
- 4 私は、次に掲げる事項について、いずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
 - (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
 - (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
 - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

住 所

氏 名

生年月日
